

## 第2章 福生市環境基本計画について(目標)

### 1 福生市環境基本計画の概要

#### ——背景——

健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会構築に向け、「福生市らしい」環境に関する取り組みを進めることが重要です。

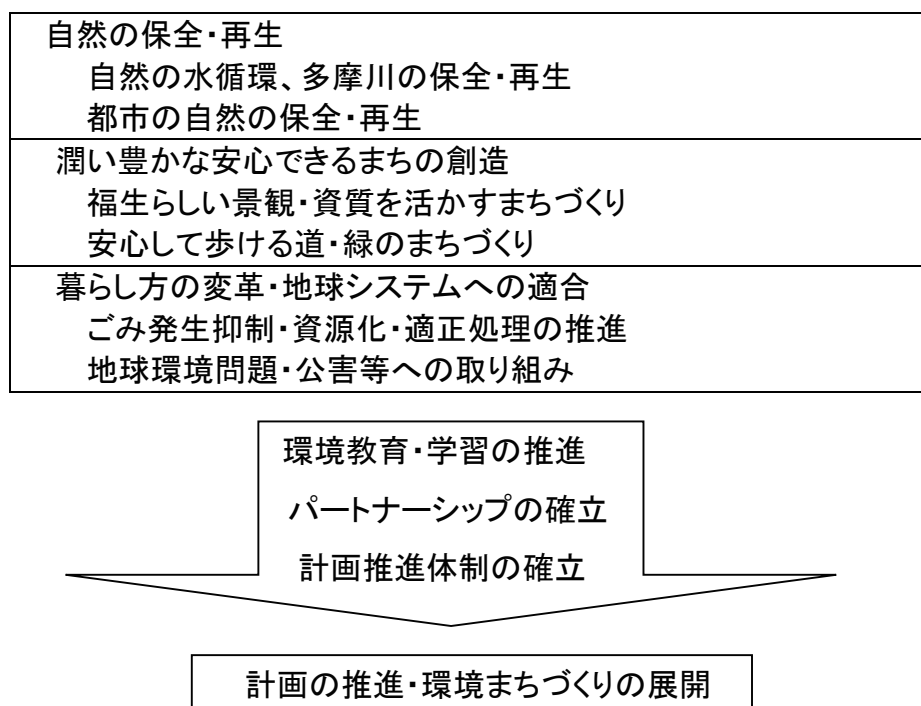
市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策、環境管理の方向を明らかにするために、平成16年3月に「福生市環境基本計画」は策定されました。

#### ——将来像——

- 1) 福生の自然や文化を伝えていきます
- 2) 人と暮らし中心のまちをつくります
- 3) 環境を考えライフスタイルを変えていきます

**「私たちが変わり 私たちが変わる エコシティふっさ」**

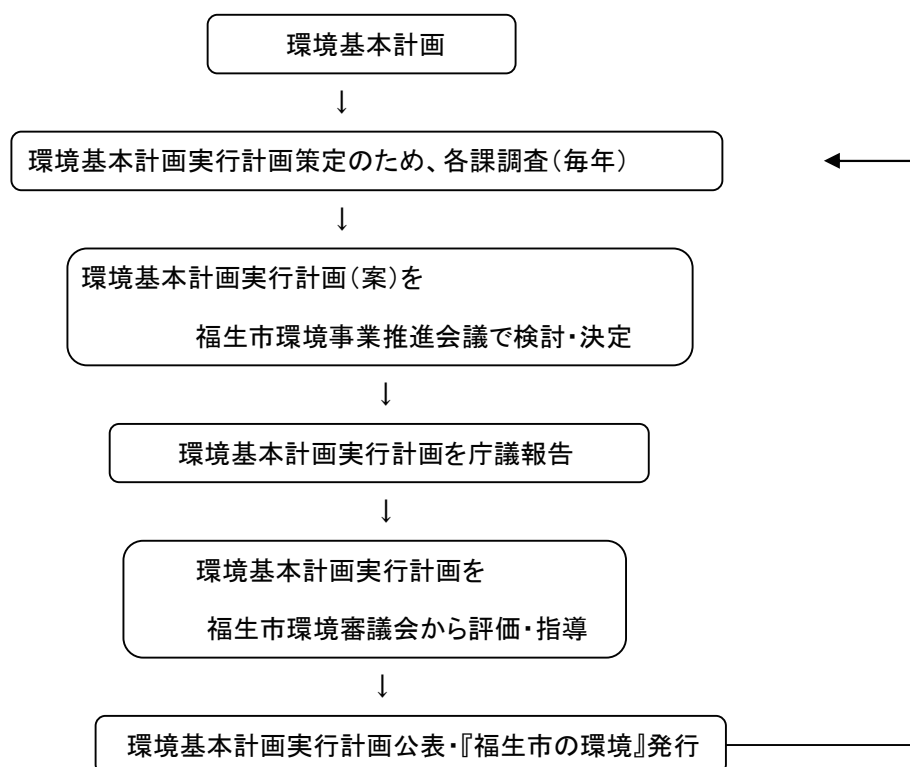
#### ——将来像実現に向けた取組みフレームワーク——



市民・事業者・行政が協働で行うことを基本として、取り組みの方向としては、「市の具体的な取り組み」とともに、市民・事業者が行う「市民事業」を計画のなかに盛り込みました。この「市民事業」の位置づけが福生市の大きな特徴となっています。

計画の期間は、平成 16 年度から平成 35 年度までの 20 年間の計画とし、環境管理指標は、おおむね短期目標を 5 年後、中期目標を 10 年後、長期目標を 20 年後としています。

### 推進体制



## 2 福生市環境基本計画実行計画

福生市環境基本計画の目標実現にむけて、市役所での事務や事業の取り組みの中で、より具体的な行動目標を作りました。

- 次ページからの一覧の、戦略プロジェクトの展開、分野別施策は、福生市環境基本計画中期実施計画に基づいています。進捗状況は市のホームページに掲載しています。
- 一部の事業(「事業紹介ナンバー」に番号が記載されているもの、全 41 事業)について 3 章にて紹介しています。

## ◆福生市環境基本計画実行計画(平成27年度)

## 戦略プロジェクトの展開

## 1 地球にやさしいライフスタイル転換プロジェクト

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.ごみを資源化する	(1)生ごみ減量化への社会実験	環境課	国、都の動向、近隣市町村の状況と費用対効果などを調査し、検討する。	
	(2)食用廃油リサイクルの研究	環境課	国、都の動向、近隣市町村の状況と費用対効果などを調査し、検討する。	
2.自転車のまちをつくる	電動アシスト自転車レンタルサイクルシステム運営の研究	環境課	くるみる ふっさを軸とした「まちなかおもてなし事業」としてサイクルシェアリングの運営を継続する。 (まちなかおもてなし事業は委託により実施し、シティセールス推進課と環境課の共同事業)	15

## 2 自然や緑を守りつくるプロジェクト

指標	取組の方向	担当課	27年度計画	事業紹介
1.湧水を守る	湧水モニタリング調査、湧水地点での生き物調査	環境課	湧水の保全のため、湧水の水質調査を行う。	43
2.自然を守りつくる	(1)市民による樹林管理体制の強化	道路公園課	市民ボランティアを活用した管理システムにむけて検討、研究をしていく。	
	(2)自然再生事業の展開	道路公園課	公園の樹林地の密林化を解消し、多様な植生の回復や防犯・防災の実施が図れるよう実施していく。	

## 3 福生らしい水辺の景観づくりプロジェクト

指標	取組の方向	担当課	27年度計画	事業紹介
1.熊川分水を活かすまちをつくる	(1)熊川分水保全学習の展開	公民館	熊川分水たんけん隊 1コース 1回 熊川分水に親しむ講座 1コース 4回	
	(2)保全・活用方針の検討	まちづくり計画課	熊川分水に親しむ会と福生市との協働により保全に努める。	11
	(3)森田製糸跡地に残る熊川分水の保護・管理	企画調整課	都へ環境整備等の要望を行う。	
2.玉川上水沿いに遊歩道をつくる	(1)保全・活用方針の検討	まちづくり計画課	東京都水道局及び福生警察署等と調査中。今後も引き続き行う。	
	(2)都事業化への働きかけ	まちづくり計画課	前年度と同様に「史跡玉川上水整備活用計画」の計画対象区間の上流部まで延伸を都へ要請する。	22

## 分野別施策

## 第1節 自然の保全・再生

## 1 自然の水循環、多摩川の再生

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善	(1) 水質汚濁防止・河川水量の確保	まちづくり計画課	河川維持水量の確保に向けて、関係機関へ働きかける。	
		施設課	市内事業者に対して下水道法に基づく特定施設の届出・水質管理を継続して指導を行う。年4回下水道接続点にて水質調査を実施する。	
	(2) 湧水の保護	環境課	湧水の保全のため、湧水の水質調査を行う。	43
		まちづくり計画課	緑の基本計画に基づき、その中で検討していく。	
	(3) 地下水のかん養・冠水防止	環境課	東京都環境確保条例に基づき、地下水揚水量報告書の提出と揚水規制業務、地盤沈下対策のため適正使用指導を行う。	
		施設課	一般宅地での雨水浸透ますの設置助成及び、宅地開発における雨水浸透施設設置の指導を行い地下水かん養に努めていく。	1
	(4) 雨水利用の推進	契約管財課	雨水をトイレの洗浄水に再利用し節水を図っている。	
		施設課	・年3回広報、福生市HPに掲載して周知。環境フェスティバル・七夕まつり・産業祭にブース出展を実施してPRする。市庁舎1階フロアに雨水貯留槽実物展示によりPR。 予算：20基について設置助成を計画 ・公共施設における雨水貯留施設の整備の検討をする。	1
2.河川生態系の保全	(1) 河川防災施設の整備	まちづくり計画課	例年どおり京浜河川事務所に要望していく。	
	(2) 川の自然観測等の促進	環境課	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」(12回)、「多摩川サポーターズ」(4回)で、多摩川に生きる生物や植物について自然観察を行い、多摩川への理解を深めるプログラムを実施。	33、34
	(3) 河川環境保全活動の推進	道路公園課	市民ボランティアの協力による多摩川河川清掃を実施していく。	21
		環境課	「カワラノギクの保全・復元をめざす多摩川市民の会」が主体となるカワラノギクプロジェクトの周知、活動に参加協力し、河川植生の再生などを支援。	4

## 2 都市の自然の再生

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.4つの自然軸の保全	(1)まとまった樹林地の確保	まちづくり計画課	継続して緑地の確保に努める。	
		環境課	生垣の設置にかかる費用の補助。	
	(2)樹林地等の開発抑制・保全	まちづくり計画課	緑確保の総合的な方針(東京都)に基づき樹林地等の保全に努める。	
		環境課	保存樹林地等の指定及び奨励金の交付。	38
2.都市の自然生態系の再生	(1)街区公園等の維持管理	道路公園課	定期的な公園の巡回、公園ボランティアの活用を図ることで市街地の身近な公園を適正に維持管理するとともに公園ボランティア制度の促進を図っていく。	12
	(2)自然再生事業の展開	道路公園課	熊川緑地、原ヶ谷戸緑地について、その場所にあった自然のあり方を調査するとともに、萌芽更新など自然再生の取り組みを推進していく。	37
		環境課	市民からの情報提供を受けるため定期的な広報掲載を行うとともに、委託事業により外来性動物の捕獲防除を中心に行う。罠の設置視点を増加し推進を図る。	2
	(3)林の自然観察等の促進	道路公園課	緑地樹木等調査委託の結果を基に、生態系や生物多様性の確保について調査、研究していく。	

## 第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

## 1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.景観まちづくり	(1)景観まちづくり事業の推進	まちづくり計画課	前年度と同様に、まちづくり景観推進連絡会等と景観について検討する。	39
		道路公園課	景観に配慮した歩車共存道として市道第1160号線(宿橋通り)の改良工事が完了したが、引き続きまちづくり景観推進連絡会等と景観形成を進めていく。	
	(2)自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	環境課	多摩川堤防沿いの桜に発生する害虫を防除し、美しい緑を守る。また、感染症媒介蚊によるデング熱等が発生した場合の駆除に対応する。	
		まちづくり計画課	毎月、まちづくり景観推進連絡会を開催する。また、年に1回、まちづくり景観フォーラムを開催する。	39
		生涯学習推進課	市内文化財ツアー等を実施(年4回程度)。	18
		環境課	多摩川の堤防沿いの桜273本の支障枝等剪定、落葉清掃等の管理を行う(旧堤防:243本、新堤防30本)。	
		環境課	多摩川堤防沿いの桜273本(旧堤防:243本、新堤防30本)について樹木診断を実施する。	
		生涯学習推進課	自然観察会の開催(年2回予定)。	
施設課	公共施設の建築、改修時において、可能な限り木材利用を検討する。			

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.景観まちづくり	(3) 違反広告物の撤去	道路公園課	違反広告物の撤去活動を実施する。	
	(4) 清潔で美しいまちの維持	環境課	清潔で美しいまちづくり重点地区を見回り調査し、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。また、町会・自治会の一斉清掃を継続する。	19
		道路公園課	平成23年7月1日に福生市清潔で美しいまちづくり条例が制定されたことを踏まえて、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。	
2.玉川上水などを活かしたまちづくり	(1) 玉川上水沿いの遊歩道化	まちづくり計画課	現地にて、車道の通行止めを実施し、データを基に福生警察署とまちづくり景観推進連絡会とで協議していく。	39
	(2) 散策路のネットワーク化	まちづくり計画課	玉川上水の遊歩道を作るために、清岩院橋付近の玉川上水脇の道路を一方通行にして、歩行ルートを確保する。	
	(3) 熊川分水を活かすまちづくり	まちづくり計画課	熊川分水の土地所有者より無償使用承諾を受け、市が管理改修を行う「熊川分水保全事業」を実施するとともに、引き続き熊川分水に親しむ会と協働して熊川分水の保全についてさらに検討を進める。	11
		道路公園課	熊川分水の清掃活動を行うとともに、分水を活かしたまちづくりを進め、水路の環境整備に努めていく。	11

## 2 安心して歩ける道・緑の街づくり

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.安心できる道路・都市施設の整備	(1) 地域バリアフリーの推進	まちづくり計画課	都市計画マスタープランの策定において、バリアフリー推進計画に基づき関係機関と連携して進める。	
		道路公園課	第2期バリアフリー推進計画に基づき、関係機関等と連携して公的施設、公園、道路、公共交通など、まちのバリアフリーを総合的に推進、誰もが安心して生活し、移動できるネットワーク化を取り入れた都市づくりを目指していく。	
		社会福祉課	まちのバリアフリーを総合的に推進し、新築、改築等については東京都福祉のまちづくり条例に基づき、設計段階から指導していく。	
	(2) 中心商業地区の安全化・快適化	シティセールス推進課	商店街が行うイベント事業、活性化事業に対し必要な補助金を交付することで、商店街の振興を図る。	
	(3) 生活道路の安全化	道路公園課	地域や警察署、相武国道、東京都と連携し、交通規制、道路構造の改善など様々な工夫により、ネットワーク化された「歩車共存」の生活道路整備を推進。	
(4) 道路美化ボランティア制度の推進	道路公園課	道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理の拡充を図る。道路美化ボランティアを増やす。		

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
2.緑豊かな優れた居住環境づくり	(1)住宅や事業所などの緑化	まちづくり計画課	福生市宅地開発等指導要綱に基づいた指導を行っていく。	
	(2)公共施設等の緑化	まちづくり計画課	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。緑の基本計画に基づき保全に努める。	
		施設課	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。また、その後の適正な維持管理に努めていく。	
	(3)生産緑地の保全・活用	シティセールス推進課	市民農園の管理・整備を行う。	17
		シティセールス推進課	福生市農業振興計画において重点項目としている生産緑地の追加指定に向けた啓発事業を実施する。	
		環境課	環境学習リーダー育成のための環境学習の推進。「ふっさECOカフェ」と称した畑での農作業体験型講座の実施。	16
	(4)花や緑のあるまちづくり	環境課	多摩川中央公園、長徳寺崖線、福生野球場内、南田園二丁目の花壇管理(除草、耕運)を行う。 ふっさ花とみどりの会へ委託し、花いっぱい運動(春・秋の2回)に合わせた花植えやコンテストを行う。(コンテスト等一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	28、29
		シティセールス推進課	グリーンクラブ福生へ花苗の生産委託を行う。	28
	(5)公園ボランティア制度の促進	道路公園課	市民や地域による公園の維持管理を促進し、市民自らが公園を守ることで、公園がコミュニティ活動の場となるような取り組みを推進していく。	12
(6)人と動物の共生	環境課	市民団体と協力し地域猫制度等のPRに努めるとともに飼い主のモラルの向上を働きかける。 団体には去勢・不妊手術費の助成を行う。 オス猫5頭分を去勢手術助成費減額分とメス猫10頭分の不妊手術助成金を増額。	23	

## 第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

## 1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.ごみの発生抑制・処理負担の適正化	(1)ごみを減らす生活の呼びかけ	環境課	広報ふっさ、清掃だより等によりPR。	20
	(2)事業系一般廃棄物の減量	環境課	事業所に対して減量を呼び掛け。	
	(3)拡大生産者責任に基づく事業活動への呼びかけ	環境課	レジ袋削減、簡易な包装など、ごみになるものを削減していくことを事業者へ呼び掛け。	

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
2.資源化・適正処理のためのシステム構築	(1)分別による資源化	環境課	ごみ分別の徹底。廃棄物減量監視事業の実施。	25
	(2)生ごみ等資源化	環境課	環境フェスティバルにおいて、コンポスト等の周知により、生ごみの堆肥化を啓発。剪定枝の資源化処理方法の検討。	30
	(3)廃プラスチック類の処理	環境課	容器包装プラスチックの収集回数を増加。	
	(4)地域リサイクルシステムの強化	環境課	資源回収実施団体報償金制度を継続し、地域リサイクルシステムを強化する。	
		シティセールス推進課	市民団体等で実施するフリーマーケットの開催支援(年4回広報支援)。	
(5)適正な中間処理・最終処分への推進	環境課	埋め立てごみを減らすためにリサイクルセンターでの選別の徹底、資源化の検討。		

## 2 地球環境問題・公害等への取り組み

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.地球温暖化対策への取り組み	(1)地球温暖化対策の推進	環境課	家庭での節電対策として公共施設の利用を促す。家庭での電力及びエネルギー消費量を削減し、市全体での節電効果を高める。	32
	(2)省エネカーの普及	契約管財課	公用自転車及び電動アシスト自転車の積極的利用を促進する。補助金等予算措置が可能となれば、省エネカーへの買い換えに取り組む。	
		環境課	航続距離の短さや給電設備が少ないことから24時間、安心して利用できるよう保守委託を行う。	
	(3)自転車のまちづくり	安全安心まちづくり課	・年3回 春、秋、冬に実施。 ・指導、撤去、保管業務を委託。	
		環境課	くるみるふっさを軸とした「まちなかおもてなし事業」としてサイクルシェアリングの運営を継続する。 (まちなかおもてなし事業は委託により実施し、シティセールス推進課と環境課の共同事業)	15
		まちづくり計画課	都市計画マスタープランに基づいて、検討を進める。	
	道路公園課	環境的な面や健康づくりの観点から市民の自転車使用の促進をめざし、安全・安心な自転車のまちづくりの条件整備に取り組む。同時に放置自転車対策を推進していく。		



指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.地球温暖化対策への取り組み	(4)公共交通の利用促進	企画調整課	JRを含む公共交通機関の利用促進のため、利便性向上等、関係する協議会等を通じて要請する。 ※予算額は関係する協議会等負担金	
2.公害防止・有害化学物質対策	(1)公害防止対策の推進	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種苦情処理について丁寧かつ適切に対応していく。</li> <li>・多摩川及び下水道(雨水管)で定期的な測定調査・分析を実施する(年8回7箇所)、浮遊粉じん等採取用の機材の設置を行い、3日間計測の後に分析を行う、燃料油(イオウ分)3検体について油中の硫黄の含有量を分析する、大気汚染調査(二酸化窒素)12検体の分析をする、工場排水2ヶ所において排水基準等項目の分析を行う、地下水汚染調査で市内10ヶ所について環境項目等項目の分析を行う、横田基地より流入している雨水管3ヶ所について環境項目・健康項目等項目の分析を行う。</li> <li>・航空機騒音測定を実施する(市役所屋上・熊川誘導灯付近)。</li> <li>・自動車騒音調査(常時監視):4箇所</li> <li>・自動車騒音調査(要請限度):5箇所</li> </ul>	
		企画調整課	市議会、横田基地周辺市町及び東京都と連携を取りながら、国及び米軍に対し航空機騒音対策を要請する。 ※予算額は関係する協議会等負担金	
	(2)有害化学物質対策の推進	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会6回、研修会等2回(負担金)</li> <li>・アスベストやその他の有害化学物質の発生・発見について、速やかな情報収集・情報提供・報告等を行っていく。</li> </ul>	

## 計画の推進

## 第1節 環境教育・学習の推進

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
環境教育・学習の推進	(1)学校における環境教育の推進	環境課	小・中学校教員対象の環境教育研修会を開催する。	5
		環境課	小学校4年生の社会科学習において、活用するため「ごみのゆくえ」を作成する。	
		教育指導課	小学校4年生の社会科学習において、「ごみのゆくえ」(環境課作成)を活用。各学校で総合的な学習の時間等において、環境教育に係る取組を実施する。	
		教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校教員対象の環境教育研修会(環境課)へ教員を参加させ、環境教育の体制整備を図る。</li> <li>・小・中学校の理科授業における体験的な学習を充実させるため、観察・実験等の支援を行う理科支援員を配置する。</li> </ul> [配置対象学年] 小学校(5・6年) 中学校(全学年) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導市民講師(NPO法人自然環境アカデミー等)による指導を実施する。</li> </ul>	3、41

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
環境教育・学習の推進	(2) 地域・市民の環境学習の推進	環境課	川の志民館の運営(予算は警備委託費)。	
		協働推進課	74講座(官公署を含む)により市政出前講座を実施する。	
		生涯学習推進課	市内文化財ツアー等を実施(年4回程度)。	18
		公民館	自然体験活動の充実を図る(夏休み自然体験教室)。	24
		生涯学習推進課	夏休み子ども見学会を実施する(葛西臨海水族園等1回)。	
		環境課	第13回ふっさ環境フェスティバルの実施(6/7)。	30
		環境課	福生水辺の楽校で、親子で「多摩川の河口干潟へ行こう」を実施する。	34
		環境課	ゴーヤの苗の配布、みどりのカーテン講習会等を実施し、市民のみどりのカーテンへの取組みを支援する。	40
		環境課	環境に対する幅広い知識を身につける環境学習として講習会を開催する。 環境に親しみを持ちながら楽しく学べる講座とするため、市民講師により行い、また子育て中の方でも気軽に学習の機会を得られるように託児室を設ける。全6回。	6
		環境課	環境学習リーダー育成のための環境学習の推進。「ふっさECOカフェ」と称した畑での農作業体験型講座の実施。	16
	公民館	環境学習講座の実施。		

第2節 パートナーシップの確立  
協働事業の明確化

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.協働事業の明確化	(1)協働事業について	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会と継続して景観について協議していく。	39
		まちづくり計画課	玉川上水遊歩道が福生市内で途切れているため、遊歩道の整備について検討していく。	22
		道路公園課	萌芽更新、公園ボランティア、公園草花植栽、道路美化ボランティア、違反広告物撤去協力員	12、37
	(2)地域猫去勢・不妊手術費助成金	環境課	市民団体と協力し地域猫制度等のPRIに努めるとともに飼い主のモラルの向上を働きかける。 団体には去勢・不妊手術費の助成を行う。 オス猫5頭分を去勢手術助成費減額分とメス猫10頭分の不妊手術助成金を増額。	23
(3)福生スクラム・マイナス50%協議会	環境課	福生スクラム・マイナス50%協議会の開催。	31	
(4)フリーマーケット	シティセールス推進課	市民団体等が実施するフリーマーケットの開催の広報支援(年4回)等を行う。		
2.町会・自治会への働きかけ	(1)地域主体の環境まちづくり活動	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会との協働により、宿橋通りを歩車共存の道路として整備した。今後、宿橋通りの周辺の景観も含め活用方法について検討する。	39
		道路公園課	引き続きの公園ボランティア、道路美化ボランティア、違反広告撤去協力員の推進に取り組んでいく。	12
		道路公園課	市民と協働した河川一斉清掃、熊川分水の清掃活動に取り組んでいく。	21
	(2)地域猫去勢・不妊手術費助成金	環境課	市民団体と協力し地域猫制度等のPRIに努めるとともに飼い主のモラルの向上を働きかける。 団体には去勢・不妊手術費の助成を行う。 オス猫5頭分を去勢手術助成費減額分とメス猫10頭分の不妊手術助成金を増額。	23
	(3)フリーマーケット	シティセールス推進課	市民団体等が実施するフリーマーケットの開催の広報支援(年4回)等を行う。	
(4)ふっさ花いっぱい運動委託	環境課	ふっさ花とみどりの会へ委託し、花いっぱい運動(春・秋の2回)に合わせた花植えやコンテストを行う。(一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	28、29	
		(5)草花苗生産委託		シティセールス推進課
3.協働による事業推進の方法の確立	(1)市民による環境まちづくり活動への支援	協働推進課	・市民活動災害補償制度の実施により地域・市民等が活動しやすい環境整備の充実を図る。 ・地域社会におけるコミュニティ組織である町会・自治会が行う各種事業に対し、交付金を交付する。	
	(2)市の政策決定・事業における市民参加の促進	協働推進課	協働事業推進会議設置要綱に基づき、会議及び協働事業推進委員会を開催し、各部署での協働事業の推進を図る。	

## 第3節 計画推進体制の確立

指標	施策	担当課	27年度計画	事業紹介
1.環境マネジメントシステムのレベルアップ	環境マネジメントシステムのレベルアップ	環境課	「F-e」(福生市環境マネジメントシステム)の効果的な運営とするため市民監査委員とともにシステムの見直しを随時図っていく。	9
2.事業化システムの研究	(1)実施状況の公表、環境情報の提供	環境課	かんきょう通信を発行する(年2回)。	8
		環境課	福生市環境白書「福生市の環境」を発行し、ホームページへの掲載も行う。	
		環境課	環境基本計画中期実施計画の改定は、平成26、27年の2ヶ年に行う。平成26年度に作成された市民提言(環境に関する市民意識調査含む)を受け、環境基本計画第2期中期実施計画を策定する。あわせて第3次福生市地球温暖化対策実行計画の策定を行う。	42
	(2)環境マネジメントシステムの強化	環境課	環境行政についての取組みの情報交換を行う。	
	(3)事業所としての率先行動の推進	環境課	「F-e」(福生市環境マネジメントシステム)の効果的な運営とするため市民監査委員とともにシステムの見直しを随時図っていく。	9
(4)環境審議会の開催	環境課	福生市の環境施策、環境問題、環境基本計画実行計画等について、環境審議会を実施する。 開催予定:4回	7	